

安心

安全

国がつくった

小規模企業共済

こんな悩みにお応えします

年金だけでは不十分で、不安がある

自分で積み増しするには、どんなものがあるの？

制度の特長

1

経営者のための退職金制度

小規模企業の個人事業主（共同経営者を含む）または会社等の役員の方が廃業や退職後の生活資金、事業再建資金をあらかじめ準備しておく共済制度です。

2

掛金は全額所得控除

掛金は、全額が「小規模企業共済等掛金控除」として、課税対象所得から控除できます。

3

受取時も税制メリット

共済金の受取は、一括の場合は「退職所得扱い」、分割の場合は「公的年金等の雑所得扱い」です。

退職金の準備を
中小機構が
お手伝いします

他にもこんな特徴があります。

契約者貸付けの利用が可能

契約者（一定の資格者）の方は、緊急時や災害時などに事業資金等の貸付けが受けられます。

共済金の受給権は差押禁止

共済金・解約手当金の受給権は、国税等滞納の差押え以外は差押禁止債権として保護されます。

※詳しくは、ホームページまたはパンフレットをご覧ください

小規模企業共済

検索

TEL:050-5541-7171 (共済相談室)

中小機構

中小機構は経済産業省所管の独立行政法人です

FAX送付状

資料請求等

FAX番号：03-3803-0628

送付先：一般社団法人 荒川青色申告会 行き

事業所名	
代表者名	
所在地	〒
電話	()

※ご記入いただきました上記氏名、住所等につきましては、
小規模企業共済制度の加入勧奨以外の目的には使用いたしません。

小規模企業共済制度について

(いずれかに○印を付けてください。)

1. 加入したい
2. 増額したい
3. 制度の詳しい説明を受けたい
4. 制度の案内を送ってほしい



この方向に入れてください。